

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。12番 渡邊 美喜子でございます。一般質問させていただきます。

新型コロナウイルスの影響で生活環境が一変し、自粛という生活様式は大人だけではなく子供たちにも不安と心配で精神的にダメージを受けていると言っても過言ではないと思います。緊急事態宣言が解除され、子供たちは通学していますが、今まで以上に心のケアが求められているのではないのでしょうか。

1点目の質問は、心のケアと大いに関係があります。児童・生徒の不登校、中学卒業後、進路が決まっていない場合の支援についてであります。

文部科学省では、不登校は何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因が背景にあり、子供が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由により、そういった子供たちを除いた者と定義されております。

調査によりますと、全国で小・中学校の不登校数は16万4,528人、児童・生徒全体の1.7%を占めていると言われております。また、中学生においては、不登校傾向にある生徒は推定33万人、10人に1人とも言われ、社会的な問題になっております。家族を含め、潜在的に苦しんでいる、悩んでいる状況が伺えます。不登校を放置すると子供の教育や進学、そして就職の機会を失うこととなります。不登校問題は根強く、最も粘り強い関わりが求められる問題と言えるのではないのでしょうか。

それでは、質問に入ります。一問一答方式でお願いいたします。

1点目、本町における小・中学校、直近5年間の不登校数を伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の本町における小・中学校の直近5年間の不登校の人数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成27年度、小学校6名、中学校21名。平成28年度、小学校4名、中学校18名。平成29年度、小学校6名、中学校19名。平成30年度、小学校9名、中学校20名。令和元年度、小学校5名、中学校31名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

正直言いまして令和元年度、小学校5名、中学校31名ということで、昨年、その平成30年と比べまして、中学校が11名増えているということに関して、正直言って驚いております。そんな意味も含めて、なぜ増えたのかという質問と、そしてこの不登校に関しましては、未然に防止するとか早期発見、早期対応が必要でありますので、そういった部分も含めて、なぜ11名も

増えたのかということで再質問させていただきます。

教育長（三木 信行）

お早うございます。渡邊議員のご質問にお答えをさせていただきます。

渡邊議員の不登校の要因についてのご質問に答弁させていただきます。

不登校になる要因は家庭環境の変化、本人の発達特性、ネット依存等を含む不安、無気力等、様々あります。要因は必ずしも1つとは限らず、複雑に絡み合っていることも多々あります。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員ご質問の不登校の増えた原因についてのご質問の方にお答えさせていただきます。

増加した理由につきましては、臆測ではあるんですが、不登校が低年齢化していることが考えられます。小学校の間に不登校になってしまうとなかなか不登校を解消することが難しく、中学校になっても不登校になる傾向が強くなるため、その結果増加したのではないかと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今の答弁でございますが、確かにそういう部分もあろうかとは思いますが、再々質問になるかも分かりませんが、今後どのような傾向になると思われそうですでしょうか。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再々質問について、ご答弁をさせていただきます。

今後どのようなことになるのかも含めて、お話を申し上げたいと思います。

まず、最近の傾向、渡邊議員がご指摘のとおり、平成元年度、中学生が増えたという傾向がありますが、特に昨年度、非常に印象に残っているケース、例えば小学校から入学して複数人数の子供が小学校時代不登校だったんですが、登校できたということもあったんです。その一方、最近の傾向として、瞬く間に不登校に陥るケースがございました。少しの友達同士の言葉のやり取りでつまずいたり、あるいは生活習慣の乱れとかネット依存による昼夜逆転のこと、それからもう一つ非常に深刻だなと感じているのは、各家庭の経済上の問題、貧困、それによって保護者の方も決して故意ではないんですが、そういう要因によってネグレクト、ちょっと放棄になってしまうということもございまして、子供の教育や養育に専念できない家庭が増えているという風に考えています。今後どのようなことになるのかということは非常に予測がつかないところがあります。この1年の傾向なのか、それが続いていくのかということはあるんですが、大切なことは、まず初期対応とよく言われてい

ます。まず、休んだら電話連絡、3日たつと家庭訪問、こういった風な取決めで取り組んでおりますが、例えば一つのクラスで複数人の不登校生徒が出ることもございます。担任1人が抱え込んで、その対応に苦慮するということがあります。我々といたしましては、不登校にならないようにする取組とともに、不登校になる子供がいる今の現状というものを現実として受け止めて、不登校になった子供を改善に導く手だてを持つことと、そして連携することによってそれは成果が上がっていくものだと考えています。

一番大切なことは、一人ひとりの子供が、今、小学校、中学校のときに不調であったとしても、将来社会人として自立することに繋がる指導と支援を行うことだと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

次の質問の2番なんですけども、先ほど教育長さんの方からもう既に答弁をいただいておりますので、その質問の不登校の要因についての再質問をさせていただきます。例えば、本人の理由、そして学校、家庭と1、2、3と大きく分けた場合、これが複合的な要因という部分もあろうかと思いますが、大まかで結構ですので、その割合はどのようになっているのでしょうか。3つを足して1、2、3を足して10とすれば、本人はどの程度か、学校はどの程度か、家庭はどの程度かという部分を要因について再質問させていただきます。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再々質問にご答弁をさせていただきます。

3つの要因の割合ということでございますが、正直申しまして今この段階で、まだ、みとりのない段階で、ここが何%、何割という風な資料を持ち合わせておりませんし、なかなかそこは難しいところであろうかと思います。一番不登校に陥りやすい一番大きな要因とすれば、私は生活習慣の乱れであると考えます。それは、先ほど言うような経済上の問題である家庭の問題によって生活習慣の乱れが起きる。保護者の方が子供の教育とか養育に専念できない、注意をしたり支援したりするのが十分できないために生活習慣が乱れてしまう。そして、ネット依存の中に陥ってしまう。あるいは、友達関係のつまずきとか、そういうところから他のところに興味・関心ができてしまい、そこで生活環境が乱れてしまう、生活習慣が乱れてしまうということが多いと思います。表面上で見えるものとしては、生活習慣の乱れというのが半分以上を占めているという風に私は感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

以前にも、不登校については一般質問させていただきました。その折は、学校のことについてのいじめ問題が多くて不登校ということを知っておりま。しかし、今現在、今、教育長さん、お話しされましたが、本当に家庭の問題というのは大いにあるのかなということで、考えが一緒だったのかなという風に思っております。

そこで、なぜ私が不登校について一般質問をしたかと申しますと、年間5月の連休明け、そして8月の夏休みの後に不登校の親御さんからの相談があります。毎年あります。先日もありました。親御さんは藁をもつかむ、そんな思いで相談に来られます。表情も暗く疲れている、悩んでいるという状況であります。でも、先ほど言いましたが、不登校の問題は根が深く、最も粘り強い関わりが必要である、求められるという風に言われております。実際に私自身、親御さんに対してお話を一方的に聞く訳でございますが、本当にうまく答えられない、そういうことがよくあります。申し訳ない、そんな思いであります。しかし、親御さんは、話を聞いてくれて有難うございます、気持ち軽くなりましたということを言われて帰ります。

そこで、質問3番に入ります。

対応策や支援の内容を伺います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の対応策や支援の内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

不登校児童・生徒への対応策や支援として、まずは学校、教育委員会、教育支援センター、少年育成センターのことでございます。それに、健康福祉課等の町の関係機関が該当児童・生徒の情報を共有をし、有効な支援について協議をしております。例えば、学校では電話連絡や家庭訪問の際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの本人や保護者の教育相談を勧めたり、登校へのハードルを下げる幾つかの配慮を複数上げたりして、本人に合わせた登校を促しております。

町の関係機関では、教育相談はもちろん、学校に行きにくい児童・生徒が段階的にでも登校できるように、教育支援センターでの学習支援や保護者の子育てについての相談を行っております。このように、不登校児童・生徒と保護者が孤立をしないように多くの相談する場があることを伝えたり、家庭訪問を繰り返したりしながら、粘り強く関わっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

実は、先日ではありますが、青少年育成センターの2階にあります教育支援センター、行ってまいりました。すばらしいリーフというのか、そういう説

明書もいただきました。そして、先生、ベテランの先生、2名の先生と1時間程度お話を聞く機会をいただきました。教育支援センターの目的について、個別の相談や指導を行って、子供たちが学校へ復帰するためのお手伝いをしています。本当に熱く語られ、子供たちの居場所、また悩みが言える、相談ができる場所で、そういった雰囲気であるということ、2階で多目的教室、すごく小教室、狭い教室であります、そういったところ、また10人以上入れるようなお部屋、そしてお客さんが相談に来られたら相談室、そういう部分で本当に2階へ上がるだけでそんな雰囲気、心が温くなる、ほっとするようなそんな雰囲気の場所でありました。本当に先生は熱く語られ、どうしても子供たちを学校へ復帰させたいという熱い思いを知りました。本当にすばらしいことであり、今後もこの支援センターの重要性を強く感じております。

そこで、質問5に入りますが、今後の課題としてスクールカウンセラー、多度津町は2名でしょうか。スクールソーシャルワーカーは1名など、人的支援の充実のためには人員は確保されているのでしょうか。この人数でよろしいのでしょうか。答弁願います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。不登校児童・生徒に関わっているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、定期的に各校を訪問し、相談活動を行っております。時には、その相談活動が予約でいっぱいになることもあります。それだけ必要としている児童・生徒、保護者がいるということではあります。本人に寄り添った関わり、保護者の子育てに対する悩みと相談内容は多岐にわたっているため、人的環境が十分でないと感じる時もあります。ただ、相談活動の成果を得るのは、人の数だけではなく、子に関わるカウンセラー等がどのケースもじっくり丁寧に傾聴し、思いを丁寧に支えていくこと。そして継続的に関わっていくことが解決に繋がるものと考えています。

今後の課題としましては、不登校児童・生徒が学べる場が現在、教育支援センターしかないため、対応できる児童・生徒に限りがあることということです。そのため、本町でも発達特性や本人の実態に応じた学びの場や居場所づくりを増やすことが、今後必要になってくるのではないかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問させていただきます。

町長、質問させていただきます。

町長はよく、子は国の宝、そして多度津町の宝、よくお聞きしております。

不登校の子供が、生徒が減少し、そして健やかに成長することが少子化対策に密接に繋がっているという風に思われます。学校、教育委員会、教育センター、家庭がしっかりと連携を持つこと、取り組んでいく、そういったことは本当に大切であり、そういった意味も含めまして人的支援の充実、本当に大切だと思いますし、今、教育長のお話の中では、場所、支援センターが1ヶ所であると、そういう部分も言われましたので、本当にそうかなという風に思っております。そういった意味も含めて、町長の考えをお聞きします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の質問にお答えをしております。

今、議員おっしゃったように子供は私ども多度津町の宝でありますので、その宝である子供たちの健全育成というのは、教育委員会も、また私ども町長部局も全てが連携をして協力しながら行っていかなければいけないと考えております。

その中で不登校の問題が今、ご指摘をされておりますけども、それ以外にも色々と問題があります。そのような問題を解決していくこと。そしてそれは家庭、学校、そして地域社会の連携の中で子供を温かく見守っていかねばいけないと考えています。また、色々な教育問題、教育課題につきましても、私どもとしましても少しでも問題解決ができるように、これからも子供たちの健全の育成に努めていかなければいけないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

町長の方針については、本当に感謝申し上げますでございますが、やはり子供は一年一年成長し、この期間が一番大切じゃないかなというように思っています。人的支援、場所も含めまして本当に現場の声という部分も聞いていただければ、聞いていただいているんですけども、また社会状況の変化もありますので、立ち止まって知っていただきたいなという風に思っております。それから、6番目に入りますが、中学校卒業後、進路が決まっていない若者のひきこもり対策について伺います。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の中学校卒業後、進路が決まってない生徒の支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、義務教育を終えた生徒の支援として、これまでの支援の内容を関係機関へ繋ぎ、家庭訪問を行ったり、次への活動の場を紹介したりするなど、支援を切らさず継続して関わっております。

また、先ほど答弁させていただいた学びの場や居場所が増えれば、進路や就労が定まらない青少年の支援として有効な支援ができる場や機会となるので

はないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問でございますが、進路が決まってないと、そしてそれ以降は関わっていただけるということでございますが、中学校卒業した令和元年、卒業した時に進路が決まってない生徒は何名いたのでしょうか。

教育長（三木 信行）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

令和元年度末も含めまして、中学校卒業した生徒について、進路先が全く決まっていないという生徒はおりません。高等学校あるいは広域通信制の高等学校であるとか定時制高校、そういったところに進学をしたり、あるいは就職をしたり、そういったところで、中学校卒業時点では、先ほど話題にも上りました支援センターの非常な成果もありまして、全員何とかその時点の出口では進路が選択できている状況であります。しかし、やはりその後、途中でその学校をやめてしまったり、それからせっかく就いた職から離職をしたりということがございます。当然、過年度、その次の年を目指して新たに高等学校を受験して、今進学し、学んでいる青少年もおりますし、なかなかというそういう青少年もおります。先ほど申し上げましたように中学校を離れてしまうと実はなかなか難しいところがあるのですが、教育委員会の指導主事等が西部子どもセンターとか、あるいは時には警察の相談機関とも相談しながら、卒業した後の子供の生活上のトラブルにも支援をしておりますし、時を選んで次はこのように動き出したらどうなのかというような、そういった相談活動にも乗っております。そういった現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

全員進学とか、通信制も含めて行かれる、進路が決まっているということに対して、本当に安堵しております。中には、途中で挫折してしまったり渋滞という部分も率が多いと聞いておりますので、どうかそういった部分も含めて長い意味でご支援していただければという風に思っております。

そこで、最後、私の方からですが、実は不登校の子供、5年生、男の子でございます。5年生の時、もっとかも知れませんが、私が把握しておるんでは、ほとんど登校してない。そして、原因は分かっています。家庭でございます。そんな中で、毎日先生が朝早く授業に差し支えない時間、自転車に乗りまして、遠いですね、東白方のそこまで毎日、声掛け、学校へ来いや、と思います。声掛けに行って、またすぐ帰って来られてる。最初は、先生何しに、何でいつも方向が決まっていくのかなと思ってたんですけども、そんな

中で6年になりまして、この1年間ほとんど顔を見てません。子供さんの。そして、6年になりまして、登校したんです。本当に指導員さんも私たちも含めてすごく安堵したというのか、感動しました。この先生の情熱というのか、そういったことに対して本当に素晴らしいものを感じましたし、このクラスはきっといいクラスというのか、まとまった人に優しい思いやりのある、そういったクラスに先生自ら頑張っていますので、後ろ姿を見て子供たちも本当に一生懸命頑張れる、そんな子供になったのかなという風に思っております。諦めないで、大変だと思いますが、本当に素晴らしい先生の熱い思いが通じたのかなと思いますし、またこれができるということは、学校全体、校長先生をはじめ諸先生、指導員の先生、皆さんのやはり共通した認識があったから、こういうことに繋がったのかなという風に思います。この生徒さんは元気に挨拶してもらえて、そして生きる力をこの先生からいただいたのかな、そのように強く思います。本当に教育の素晴らしさ、そして先生の熱心なその姿に私も感動しておりますので、どうかこの不登校問題、一人でも二人でも、できましたら少なくなるように努力していただいて、色々な意味で町も支援していただきながらやっていただければという風に思っております。不登校についての質問はこれで終わります。

続きまして、多度津丸亀線205号線開通に伴う交通整備について質問させていただきます。

この2点目の多度津丸亀線205号開通に伴う交通整備につきましては、この質問は1年前にも他の議員さんから一般質問がありました。重複する点もあるかと思いますが、一部開通の形として見えていることで、多くの町民の皆さんからの要望があり、取り上げさせていただきました。

要望の内容でございますが、この道路は子供たちの通学路、そしてここには信号機をつけるべきではないかとか、また近くには保育所があり、朝夕の子供たちの送迎でカーブミラー、停止線、注意喚起表示の設置が必要ではないか、事故が起きてからでは遅い、特に町道との交差点が心配である、スピードを出しやすい直線なので、事故が起きると大事故に繋がるのではないか、そのための対策を、町として県に対して交通事故防止対策の強化をと、色々な声を聞いております。町の考えを伺います。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の多度津丸亀線205号線開通に伴う交通整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、県で整備を進めていただいております県道205号線、多度津丸亀線の開通箇所につきましては、直線道路であります。町道との交差点が2ヶ所あり、議員ご指摘のとおり、県道の開通による交通量の増加に伴う交通事故等

の発生が危惧されているところであります。特に、地元の住民の皆様方からご意見をいただいております。今年度末、供用開始予定箇所であります道福寺地区と庄地区に架けられているJR土讃線を横断する跨線橋につきましては、高架構造となっており、跨線橋を西に下った先にある庄八尺地区の買地池東側路線である町道55号線との交差点につきましては、県道バイパス本線と側道に町道が交差する複雑な形状となります。このことを踏まえ、本町としましては交通安全の確保が必要であると考えており、供用開始に向け、県道の管理者である県中讃土木事務所及び交通標識や信号設置など、交通規制者である県警察本部等と連携を図りながら、交通事故防止対策の強化を進めてまいりたいと考えております。

また、供用開始後においても交通安全対策に努め、交通事故の発生等が危惧されるような状況が考えられる場合には、交通事故多発危険箇所等総合診断を行うなど適切な交通安全対策を講じてまいりたいと考えております。今後も地域住民の要請を踏まえつつ、関係機関と連携を図りながら、町民の皆様により安全・安心に道路を利用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

課長からの答弁、有難うございます。実は、ある近隣の方と思うんですけども、私の方に文書が来ておりまして、是非ともこの一般質問で取り上げてほしいという要望もございましたので、今回、交通安全を守る会の白方地区の会長でございますが、書かさせていただきました。そして、一応原稿、重複しますが、読まさせていただきます。新しくできた道路205号と以前より利用していた旧道の交差点など交通安全対策を考えて欲しい。危険性を強く感じる。その地域住民を主体とした交通安全総点検など危険場所の把握、また、その地域のそういった部分もしっかりと実施をしてもらいたい。県の方にも働きかけていただきたい。これは多度津町民の願いでありますということで文書をいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3点目の質問に入ります。

3点目は、緊急業務のコロナ対策で特殊勤務手当の創設についてであります。

国の労働局において、新型コロナウイルス感染症患者を救急車搬送した場合の防疫等作業手当を創設するとなっております。手当の条例化は9月議会、また12月議会で行う自治体もあり、高松市では条例化せずに規則で対応しますとのことあります。

患者の搬送業務費1日3,000円手当、医師、看護師などに長時間患者に接する

仕事は1日4,000円手当を支給する、これは地方創生臨時交付金の対象となっております。本町の考えを伺います。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の特殊勤務手当の創設についてのご質問に答弁をさせていただきます。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第2条において、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の額は1日1,000円とし、特に必要と認める場合は増額することができるかと規定されておりますので、本町におきましても条例化はせずに国や県の支給対象業務や支給額に合わせて職員が新型コロナウイルス感染症から町民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、1日につき3,000円、新型コロナウイルス感染症の患者、若しくはその疑いのある者の身体に接触して、またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業、その他これに準ずる作業に従事した場合には、4,000円を支給することとしています。

消防職員につきましては、消防職員の任命服務並びに給与に関する条例第18条において、消防職員の諸給与については、多度津町職員の該当条例をそれぞれ適用すると規定されておりますが、第19条の特殊勤務手当の規定では、消防職員としての特殊勤務手当の内容のみ規定しておりますので、特殊勤務手当につきましても、多度津町職員の規定を適用するように12月議会において条例改正議案を提出する予定としております。現在のところ、該当する特殊勤務手当の支給実績額が少額でありますので、今後の特殊勤務手当の支給状況や地方創生臨時交付金の執行状況を確認しながら、地方創生臨時交付金の対象として申請を行うか判断したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

有難うございます。12番 渡邊 美喜子、一般質問、以上で終わりにしたいと思います。有難うございます。